

平成30年度 不整地運搬車運転技能講習のご案内

URL: <http://www.kensaihou-yamagata.jp> (各講習計画の詳細を掲載中)



山形労働局長登録教習機関 (不整地登録第63号)

登録有効期間 平成31年3月30日

建設業労働災害防止協会山形県支部

TEL 山形県支部: 023-642-3033

技能安全センター: 0237-83-2211

労働安全衛生法第61条により、**最大積載量1t以上の不整地運搬車**の運転は、**不整地運搬車運転技能講習を修了した者でなければ運転はできません。また、運転を指示してもいけません。**

上記の資格取得のための講習会を下記のとおり開催いたしますので、計画的に受講されますようご案内申し上げます。

1 月別講習開催日

月	日程	会場
10月	15日(月)～16日(火)	15日:米沢会場 16日:建設業安全センター
12月	10日(月)～11日(火)	建設業技能安全センター
2月	21日(木)～22日(金)	建設業技能安全センター

※ 定員は各開催日とも30名となります。定員に達し次第締め切りとなりますのでご注意ください。

2日目の実技開始時間は受講者数により、午前または午後になります。

実技は、高さ15mの**実習棟での屋内講習**となります。

2 受講資格

11時間コース (学科: 7時間、実技: 4時間)

- ① 建設機械施工技術検定1級(トラクター以外)又は2級の2種から6種に合格した者
- ② 大型特殊自動車免許を有する者
- ③ 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、次のいずれかに該当する者
 - ・ 機体重量3t未満の車両系建設機械(整地・運搬又は解体用)特別教育修了後に3ヶ月以上の運転経験を有する者
 - ・ 最大積載量1t未満の不整地運搬車特別教育修了後3ヶ月以上の運転経験を有する者
- ④ 車両系建設機械(整地・運搬・掘削用)運転技能講習を修了した者
- ⑤ 車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者

※ ③の運転経験は証明が必要であり証明者は所属事業主となります。また、虚偽の証明が後日判明したとは、発行済みの修了証は無効となりますのでご注意ください。

3 受講料 (受講料・教材費には、消費税含む。)

区分	一般	建災防会員 (会員は教材費1,000円補助)
受講料・教材費	受講料 30,360円 教材費 1,540円	受講料 30,360円 教材費 540円
	合計 31,900円	合計 30,900円

【注意】人材開発支援助成金を活用する場合、10月以降の講習では事前の計画届の提出はなくなり、講習終了後の申し込み手続きとなります。

4 修了証の発行

所定の科目を受講し、修了試験（学科・実技）で合格した者に講習終了後、即日交付となります。

5 受講申込先、手続き等

(イ) 受講手続き

- ① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可、コピー可
- ② 受講資格を証明する書類：修了証等の写しを必ず添付
- ③ 写真（24mm×36mm・裏面に氏名を記入）を申込書に貼付

(注1) 上記①. ②. ③を予め申込先に郵送（提出）して下さい。
(注2) 定員になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。

(ロ) 受講料の納入

- ① 前納制となります。下記口座に期日までに納入して下さい。（講習5日前まで納入すること）
- ② 振込手数料はご負担願います。
- ③ 銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。
- ④ 申込書・受講料は事前に窓口でも受付できます。

(ハ) 申し込み・お問い合わせ等

開催日	区分等	
10月15日	会場	米沢会場（建設業協会米沢支部研修室）
	住所	〒992-0012 米沢市金池5-13-13 建設業労働災害防止協会 米沢分会
	TEL	0238-23-1265 FAX:0238-24-3900
	振込先	山形銀行 金池支店 普通No. 280771 口座名 建災防 米沢分会
建設業技能安全センター (上記以外)	会場	建設業技能安全センター・セーフティプラザ山形
	住所	〒990-0505 寒河江市大字白岩字久保川原1660
	TEL	0237-83-2211 FAX:0237-83-2212
	振込先	① 山形銀行 県庁支店 普通No. 0189758 口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部 ② きらやか銀行 山形東支店 普通No. 0063838 口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部 ※申込書を提出後、上記2行のいずれかにお振込み下さい。

6 その他

- ① 受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。身分証を忘れると、受講できません。
- ② 遅刻された場合には受講出来ないことがありますのでご注意下さい。
- ③ 受講料納入後、学科講習日の3日前(土、日、祝日を除く。)までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。
- ④ その他の講習の日程は、建災防ホームページでご覧いただけます。

アドレス : <http://www.Kensaibou-yamagata.jp/>

検索【建災防山形県支部 または 建設業技能安全センター】